

○浅麓環境施設組合一般職の職員の給与に関する実施規程

昭和41年4月1日

規則第6号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

浅麓環境施設組合一般職の職員の給与に関する実施規程については、小諸市一般職の職員の給与に関する実施規程（昭和33年小諸市訓令第2号）を準用する。この場合に於て、「小諸市」とあるを「組合」と読み替える外「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。